

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	34	28	6	21.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	34	28	6	21.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	87	67	20	29.9
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	87	67	20	29.9

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		63	52	11
(内訳)	土地改良施設維持管理適正化事業交付金（防災減災機能等強化事業）	45	42	3
	土地改良施設維持管理適正化事業交付金（整備補修事業（連携管理保全型））	18	10	8

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		79	63	16
(財源)	財政投融资	34	28	6
	財政融資	34	28	6
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	45	35	10
	国庫補助金	30	25	5
	地方拠出金	24	14	10
	その他	△9	△4	△5

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：全国土地改良事業団体連合会）

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良施設（ため池、堰、用排水機場、用排水路等）の維持管理を担っている市町村や土地改良区等が、施設の定期的な修繕・補修や防災・減災等のための緊急性の高い施設整備を行う事業である。

本事業のうち防災減災機能等強化事業（防災・減災、省エネ化、再エネ利用及び省力化のための施設整備を行う事業）については、国土強靱化、グリーン、デジタルといった現下の政策課題に対応するため、特に適期・的確に実施していく必要がある。

また、本事業のうち整備補修事業（連携管理保全型）（土地改良区が策定する連携管理保全計画に位置付ける施設の整備を行う事業）については、少子高齢化や人口減少等が進展する中において、地域の農業生産基盤の保全を図るため、施設整備を確実に実施する必要がある。

これらの施設整備は、広く全国各地で実施される公共性・公益性の高い事業であることから、公的金融機能が民間では担えないリスクを負担することで、持続的・安定的な資金調達を実現する必要がある。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

地域の農業生産基盤（土地改良施設）の保全や国土強靱化、グリーン、デジタルといった現下の政策課題に対応する観点から、財政融資資金による支援の対象は、地域の多様な関係者の協議により計画的に整備補修することが合意された施設（整備補修事業（連携管理保全型））や防災・減災、省エネ化、再エネ利用及び省力化のための施設（防災減災機能等強化事業）の整備を行う事業とすることとしている。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

土地改良施設維持管理適正化事業の実施に必要な経費は、土地改良事業関係補助金交付要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱・要領により、国による補助のほか都道府県及び事業実施主体が負担することとされており、都道府県及び事業実施主体における負担については借入金をもってその財源とすることとしている。借入金をその財源とする範囲は限定されており、適度な支援を行っている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

土地改良施設維持管理適正化事業の実施主体は、土地改良区、市町村、農業協同組合、水利組合等（認可地縁団体）であり、土地改良区については、受益地内の事業参加資格者の強制加入、費用の強制徴収が認められた団体であり、土地改良法第 36 条の規定により、運営に必要な経費を組合員に賦課しその財源を確保している。農業協同組合においては、土地改良事業を実施する場合、関係権利者全員の同意を取得する必要があることから、負担金の償還についての確実性は図られている。水利組合等においては、事業の実施を採択するに当たり財務状況を確認することにより、償還の確実性を担保している。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和8年度においては、市町村や土地改良区等への要望量調査に基づき財投計画を策定しており、現在、計画どおりに運用を行っている。

令和9年度においても、昨年度同様に市町村や土地改良区等への要望量調査を行った上で、財政投融資計画を策定し、財政投融資の要求を行っている。

（参考：過去 3 か年の財政投融資の運用残額）

	5 年度	6 年度	7 年度
運用残額	0 億円	1 億円	0 億円
運用残率	2.1 %	4.8 %	0.0 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた土地改良事業の強化を図るため、各地区の計画的な実施に必要な額の財源として、財政融資資金 34 億円を要求している。

○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）

第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(2) 成長基盤の強化

(資源・エネルギー安全保障・GX の強化)

(3) 強い地域経済の構築

(農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化)

3. 国民の安全・安心の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(令和の国土強靱化対策、防災対策の推進)

(2) 東日本大震災・能登半島地震への対応

○「日本成長戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）

Ⅱ. 17 の戦略分野における官民投資の促進

2. 62 の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(12) 資源・エネルギー安全保障・GX

(14) 防災・国土強靱化

○「地域未来戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）

第 3 章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第 5 節 その他の施策の推進

2. 豊かな生活環境

イ. 持続可能な生活インフラの実現

(19) 防災・減災、国土強靱化の推進

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

1. 各府省庁の政策評価の結果

財投関連事業である土地改良施設維持管理適正化事業を含む政策分野【農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤】に係る令和５年度の実績評価は、「③相当程度進展あり」との結果であった。

(参考) 実績評価「③相当程度進展あり」

一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの

2. 政策評価結果の要求への反映状況

農業水利施設が有する機能の安定的な発揮のためには、引き続き施設の適切な保全管理が必要であることから、令和９年度も要求を行うこととしている。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：全国土地改良事業団体連合会)

1. 決算についての総合的な評価

全国土地改良事業団体連合会では、監事（3 名）による内部監査及び公認会計士（2 名）による外部監査が行われており、次のとおり、いずれの監査においても適正な旨、報告されている。

(1) 内部監査

内部監査は、関係諸帳簿及び証拠書類等について正確適正に処理されている旨、報告されている。

(2) 外部監査

①財務諸表等監査

「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表※に係る機関の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況を、全て重要な点において適正に表示しているものと認める。」との報告があった。

※貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書のことを言う。

②財産目録に対する意見

「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。」との報告があった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

貸借対照表（令和 8 年 3 月 31 日現在）

○資産の部 262 億円

流動資産（現金、未収金等）

固定資産（基本財産、特定資産等）

○負債の部 250 億円

流動負債（未払金、預り金等）

固定負債（引当金、支援事業貸付金等）

○正味財産の部 12 億円

(2) 費用・収益の状況

正味財産増減計算書（R7. 4. 1—R8. 3. 31）

○経常収益 111 億円

○経常費用 110 億円

○正味財産期末残高 12 億円